

平成30年第3回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月11日（火曜日）

午前10時02分開議

午後 1時56分閉会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君

---

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 院長 加藤 浩美 君

---

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 委員会 局長 武田 泰和 君

---

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 穴田 義文 君

---

事務局出席者

議会 事務局 局長 千葉 靖紀 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君  
議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 局長 駒井 靖亮 君

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 皆さんおはようございます。

定例会本会議前ではありますが、若干のお時間をいただきますこととお許しいただきたいと思ひます。

去る6日に発生した北海道胆振東部地震は、道内で初めて最大震度7が観測され、震源地を中心に甚大な被害をもたらしました。被災者の皆様や御家族に心からお見舞いを申し上げさせていただきますと思ひます。また、多くの道民のとうい命が失われたことにお悔やみを申し上げ、全員で黙禱をささげ、哀悼の意を表したいと思ひます。

全員御起立をお願いいたします。

黙禱をささげます。黙禱。

（全員黙禱）

○議長（松ヶ平哲幸君） 黙禱を終わります。お直りください。御着席願ひます。

---

（午前10時02分開議）

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 議事に入る前に、市長より、このたびの地震災害について報告をいたしたい旨の申し入れがありますので、これを許します。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

北海道胆振東部地震につきまして、近況の御報告を申し上げます。

9月6日未明、北海道胆振地方中東部を震源とする、北海道内では観測史上初めてとなる震度7の地震が発生し、これまでに41名の方々が犠牲となりました。ここに哀悼の意を表しますとともに、負傷や避難所生活を余儀なくされている皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願う次第です。

今回の大規模停電は、地震発生により苫東厚真火力発電所が緊急停止したことで電気の使用量と発電量のバランスが崩れ、北海道内全域が停電となる異常事態となったものです。停電に伴う市の対応といたしましては、地震直後から職員が登庁し、情報収集するなど対応に当たり、6日午前7時に災害対策本部を設置し、早急に給水場を5カ所開設したところです。

午後5時には、生活に不安のある高齢者等に対応するため、市内5カ所に自主避難所を開設しました。このうち中央市街地に開設したいきいき健康センターに3名が利用され、7日には

上士別構造改善センターに2名、温根別出張所に1名の利用がありましたが、いずれの方も自宅が復旧した時点で帰宅されたところでした。

また、在宅で人工呼吸器を使用されている方に対して、市立病院に一時避難できるよう準備を進め、2名の方が利用されたところでした。また、市立病院においては、緊急性を鑑みて、北電に対し電源車の手配と同時に優先通電を強く要請し、6日午後7時過ぎに電力が復旧したことから大事には至りませんでした。

なお、7日、市内全域での完全復旧が確認できたことから、午後11時55分に災害対策本部を解散するとともに自主避難所を閉鎖したところでした。

今回の長期停電により、重要機器の非常用電源やその燃料の確保、固定電話を含めた通信網のバッテリー切れへの対応、冬季の暖房物資の確保など、多岐にわたるさまざまな課題が判明しました。

北海道は道内179の市町村に災害救助法の適用を決定しており、今後、国や関係機関とも連携を図りながら、これら課題解決に向けた取り組みを検討してまいります。

また、道内全域で電力の供給が切迫している状況にあることから、公共施設関係はもちろんのこと、市内各事業所や家庭において、できる限りの節電に取り組んでいただけるよう呼びかけてまいります。

一方、被災自治体への職員派遣については、道北地区広域消防応援隊として、9月8日、車両2台で支援隊員5名を派遣しました。余震が続く中、行方不明者の捜索活動の任務を遂行し、昨日10日の夕方帰還し、現地の状況と活動内容について報告を受け、その労をねぎらった次第です。

また、昨日、北海道の要請を受け、9月19日から23日まで罹災証明発行などの応援業務のため、職員を数名派遣する準備を進めています。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、万全の体制で対応してまいります。

以上申し上げ、近況の報告とさせていただきます。 （降壇）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

4番 喜多武彦議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。

まず初めに、地域安全マップ作製及び活用についてお伺いいたします。

昨今の子供たちを狙った凶悪な事件、事故が頻発する世相を背景として、全国の地方自治体や教育関係機関、警察等のさまざまな組織機関において地域安全マップが作製されています。

子供みずからがまちを歩き、表現方法等に工夫を凝らしたマップ上へ現地でシールを張りつけることによって、一人一人の体験に基づく安全マップづくりを行っている自治体や、地域安全マップに地理情報システムを活用し、地域との情報共有を行っている自治体など、本市においても各自治体によってさまざまな取り組みがなされていることは参考にされているのではないかと推察するところであります。

子供の安全のためには大人が作製した安全マップを子供に手渡し注意喚起するだけでなく、子供自身が危険な場所と安全な場所を自分の目で確かめる安全マップづくりを体験することで、地域に潜む危険性を把握し、犯罪に遭遇しない力を身につける学習が重要ではないかと考えます。

現在、市内各校では保護者の協力を得て安全マップを作製していますが、そこに子供たちの視点を加えることでよりよいものとなるのではないのでしょうか。また、それらの安全マップを統合して全市的な地域安全マップを作製し、地域と情報を共有して日ごろの見守り活動に活用されることで、防犯体制の強化のみならず地域力を高めることにつながっていくものと考えます。

そこで、本市における地域安全マップの作製と効果的な活用、現状マップでの今後の課題など、マップづくりのノウハウを学ぶ研修体制やGIS地理情報システム導入、庁内・自治会等による安全情報の共有など、本市として行っている対策及び今後行う対策について見解をお伺いしたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

全国的に子供が犯罪被害に遭う凶悪事件が後を絶ちませんが、本市においては他の地域と比べても大変治安がよいと警察から評価をいただいております、これもひとえに防犯協会や自治会など地域の皆さんの日ごろの取り組みのたまものです。

議員からお話がありましたとおり、各学校で安全マップを作製しておりますが、作製に当たっては土別中学校を初め多くの学校で教職員がその素案を作製した場合でも、児童・生徒の声や視点を取り入れるよう努めており、多寄中学校のように生徒みずからの手で既存のマップをもとに作製しているケースもあります。このような中で、ゼロからマップをつくるということは極めて難しい状況にあることも踏まえ、現在のマップをもとに引き続き児童・生徒の声や視点を反映させたマップづくりに努めてまいります。

また、多くの学校のマップは、交通安全面での危険な箇所を中心に、防犯灯の設置状況により暗くなる箇所を示すなどの内容となっているものや、冬期間の危険箇所について詳細に記載したものもあり、子供たちのみならず高齢者を初めとする地域の方々にも活用可能なものと考えます。

本市では、地域ぐるみで子供を犯罪被害から守るため、児童・生徒の登下校の時間帯に地域住民が意識的に外に出て見守り声をかけ合う、地域の目と声をください運動を平成16年から取

り組んでいます。この取り組みの一環として、平成17年に士別小学校、南小学校及び西小学校のPTA、中央地区自治会連絡協議会、教育委員会及び防犯協会が連携し、交通安全や防犯にかかわる箇所、防犯ステーション等を掲載した中央地区安全マップを作製し、中央地区全戸及び関係事業所に配付しました。現在のところ中央地区以外に整備されておりませんが、各学校が作製している安全マップをもとに全市的な地域安全マップの整備を進め、地域の皆さんと安全情報を共有しながら子供たちの見守りを行うことが望ましいと考えております。

地域の目と声をください運動と運動させ、地域の皆さんに地域安全マップを活用した見守り活動を実施していただくことは、子供たちが安全で安心して通学できるようになるとともに、コミュニティ活動の活性化にもつながります。今後も地域の皆さんとともに全ての市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

子供たちが安全に安心して通学するためには、地域住民との連携、地域の見守りがもちろん重要となりますということで今御回答いただいたところですが、自分の身を守るという意味では、通学途中で何か生じたときに駆け込める110番の家が自分の通学路上にどのように所在しているかということも、きちんと把握しておく必要があるのではないかと考えております。

多くの学校のマップは交通安全面での危険箇所が中心になっているということの答弁ですが、とりわけ防犯の視点、110番の家を各学校のマップにきちんと落とし込んで、それを統合することでより効果的な地域安全マップができるのではないかと考えるわけですが、その点について改めて伺いたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

子ども110番の家ということで、本市では平成13年度から取り組みをしてきたわけでございます。現在265件の登録がございますが、いままし内容等、あるいは現実的な該当になっている事業所、お店等についても整理を少ししているところではございますが、現状そのような中であります。

そこで、今議員おっしゃられます、その防犯の視点ということでございます。私どもも防犯の、先ほどマップについては交通安全を基本としてございますけれども、子ども110番の家、これについても連動した形でうまく活用できる、このようなことが今後考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 今、平成13年から265件というお話があったのですが、現状の件数

は置いておいて、受けたときの頼み方、あるいは現状ある110番の家として受けている場所が何をやらいいんだろうかということに、いま一度説明が必要ではないかなと考えるのです。それによって改めてマップの意味合いが出てくると思いますので、その辺のことを含めて、もう一度要望していくということも必要だと思うのですが、その辺の対応についてはいかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

子ども110番の家、当初につきましては、いわゆるその駆け込めるということがまず大きな目的であったと理解をしております。しかし昨今のこの子供たちを取り巻く防犯上の課題といえますか事象について、当時平成13年度とは現在大きく情報網も変わっております。そんな意味では、今後については、例えば子ども110番の家にも子どもが把握をしておりますその防犯に関する情報などについても、発信をしていけるような仕組みについても今検討していかねばいけないと、このように考えておりますので、その辺も含めて少しあり方も見直しながら、できるだけ有機的にマップとの連動等も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目は、空き家、廃屋対策についてお伺いいたします。

空き家の問題は全国的な問題であり、国も平成26年、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、その対策ができるようになりました。しかし、強制執行が可能となったとはいえ費用等の問題もあり、速やかに取り壊しが進む状況にはなっていないのが現状と推察します。

危険な状態にある空き家の近くの住民は大きな不安を抱えたまま生活しております。法律ができたから、もうこれで空き家対策は十分という状況ではありません。法律をスムーズに適用させるための要綱や、場合によっては法律に上乘せするような条例ということも必要ではないかと思うところです。

空家等対策の推進に関する特別措置法をどのように評価し、条例や要綱の必要性をどのようにお考えか、また、今後その適用に当たっては強制執行等も積極的に運用しようとお考えか、それともこれまでどおり所有者の責任を第一に、慎重に時間をかけて対応する考えか、見解を伺います。

建物によってはもう倒壊寸前の状態であったり、近隣住宅の敷地内に影響を及ぼしている箇所、あるいは通勤・通学路等にも影響を及ぼしている箇所もあります。安全・安心なまちを推進するためにも早急な対策、対応するべく要求し、見解をお伺いします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の空き家の実態は、平成27年度に行いました空き家実態調査において空き家と判断され

た件数277件があり、そのうち27件が老朽化し危険度が高い状態と判断されました。これらのほか、近隣住民や自治会からの連絡などによる危険な空き家に対しては、建築基準法に基づき指導を行っており、屋根からの落雪等に対するものや建物が危険であることに対しての指導を年間に15件程度行っている状況にあります。

一方、建設リサイクル法による住宅の解体実績は、28年度から現在まで78件の届け出があることから、一定数については管理不全となる前に適切に解体されている状況です。

26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家は最終的には行政代執行による措置も可能となりました。道内では、室蘭市などにおいて代執行による廃屋の解体が行われていますが、解体等費用の回収に至らない事例がほとんどであることから、空家特措法に限らず条例や要綱を整備した場合においても、代執行の活用については実効性のある施策がなければ難しい状況であると考えています。

しかし、今後も高齢化と人口減が続く状況であり、管理不全となる空き家は増加すると思われることや、29年3月に策定された北海道住生活基本計画において、道内市町村における空き家対策計画の策定率を2025年に100%と設定されていることから、まずは移住政策等にも関連する空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家等対策計画の策定について検討するとともに、現在危険と思われる空き家については空家特措法による調査権限などを活用しながら、建築基準法及び道路法など現行法により通知を行う期間を短縮することに加え、所有者の理解を得るために電話や訪問などによる説明を丁寧に行い、できる限り早急に対応していただけるよう指導を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 第3回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答で一般質問を行います。

まずは（仮称）北地区子どもセンターについて伺います。

現在、建設が進められている北地区子どもセンターについては、これまで議場での議論を通じて実施サービスや運営の考え方についてお示しいただいているところですが、いよいよ来年の4月開設を控えている時期でありますので、改めてその概要についてお伺いいたします。

まず、児童館における中学生、高校生の利用について、あけぼの子どもセンターにおいて火曜日、木曜日に実施している中学生午後7時まで、高校生午後9時までといった夜間延長について、北地区子どもセンターにおいても同様に実施をするという考えが示されていましたが、どのようになったでしょうか。

あわせて、児童館の設置について、市は一つの小学校区に対して一つの児童館が望ましいということから、西小学校の閉校に合わせて西児童センターを廃止するとの考えですが、市街地西地区から小学校に通う児童が放課後に児童館を利用する場合は一旦帰宅してからの来館利用ということで、距離の課題についてもこの間議論があったところですが、事情により自宅に一



度帰ることができない場合などについては、保護者との連携を密にとりながら、子供たちの安全を第一に考えたルールのもと利用いただくこともできるとされておりましたが、その具体的な取り扱いについてお聞かせください。

次に、放課後等デイサービスについて伺います。

北地区子どもセンターでは、障害児の相談支援を行っている児童相談支援センター虹を移転、のぞみ園が実施している就学時支援や、これまで放課後児童クラブでの対応が困難であった障害児の居場所として、土別小学校に設置されているあおぼの日中一時支援事業をさらに充実させるため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を実施するとのことですが、その利用定員など運営基準、また人員基準などについてお知らせください。とりわけ、有資格者配置を含む人員がしっかりと確保できるのか、その見込みについてもお聞かせください。

あわせて、利用者負担についての考えについてもお知らせください。

最後に、放課後等デイサービス事業については、市内児童を対象としているとのことですが、のぞみ園が実施する未就学児を対象とした児童発達支援事業については、定住自立圏での連携ということで1市3町の広域利用を進めているところではありますが、今回の放課後等デイサービス事業にあっては広域利用に向けた議論はなかったのでしょうか、お伺いします。

あわせて、今後、広域利用の検討余地があるのか、お伺いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）北地区子どもセンターにおける中高生を対象とした夜間開館についてです。現在、夜間開館を実施しているあけぼの子どもセンターでは、談話室や音楽スタジオの一般利用のほか、中高生委員会での協議のもと、地域の方々の御協力も得ながら、バスケットやスリッパ卓球大会、清掃ボランティア等自主的な活動を行っていただいています。北地区子どもセンターの建設計画では、当初は、あけぼの子どもセンターと同様の取り組みを行う予定として、平成28年第1回定例会において松ヶ平議員の御質問にお答えしていたところですが、あけぼの子どもセンターの夜間帯における1回当たりの平均利用人数は、昨年度実績で中学生が約3.5人、高校生が約3人となっており、施設の規模からはさらに多くの中高生の皆さんに利用いただける状況にあることから、引き続きあけぼの子どもセンターを中高生事業の拠点施設として位置づけし、北地区子どもセンターでは夜間開館は実施しない方向で検討しているところ です。

次に、放課後の児童館利用についてです。

放課後における市街地の3児童館への現在の来館方法は、留守家庭を対象とした放課後児童クラブに登録している児童やスクールバスを利用している児童、さらには保護者の急病など特別な事情がある場合は、学校から直接児童館に来ていただいています。それ以外の児童、いわゆる一般来館児童は一旦帰宅し、保護者に行き先を告げてから来館いただいています。

そこで、土別西小学校の閉校及び西児童センター廃止後の市街地西地区の児童の来館方法に

ついでのお尋ねですが、西小学校区の児童は、西小学校閉校後は士別小学校または士別南小学校へ通うことになり、児童館の利用にあつては、議員御指摘のとおり自宅から児童館までの距離がこれまでより遠くなるという課題があります。こうしたことから、一般来館児童も希望があれば一旦帰宅することなく学校から直接児童館に来館いただけるよう、家庭、学校、児童館の連携体制のあり方など、児童の安全を守るための仕組みについて各学校とも協議を行う中で検討しているところです。

具体的には、小学校と児童館が直接児童館を利用する児童の氏名等の情報を共有すること、児童館において保護者の緊急時の連絡先等を把握すること、保護者は児童の登校前に放課後の行き先を必ず確認することなどが挙げられており、今後、児童館運営委員会の中でもさらに御議論をいただきながら体制整備を図ってまいります。

次に、放課後等デイサービスの実施についてです。

利用定員については、のぞみ園及びあおばの利用者数を参考に10人とし、職員の人員基準については、北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、施設管理者及び児童発達支援管理責任者を配置するほか、同基準では2人以上と定められている児童指導員や保育士などは、よりきめ細かな療育支援を行うため、市の保育園での障害児保育基準を踏まえ、利用児童2人に対して児童指導員等1人を基本に配置する予定であり、人員の確保については市保育士や児童指導員の資格を有する児童館職員の配置がえ、非常勤職員の募集により対応していく考えです。

また、利用者負担については、国が定める報酬単価に基づき1割分となりますが、児童館及び放課後児童クラブと設置目的や趣旨は異なるものの、放課後の児童の居場所として性質的には同様のものと捉えており、現在実施している日中一時支援事業あおばと同様に無料とする方向で検討しています。

次に、放課後等デイサービスの広域利用についてです。

現在、子ども通園センターのぞみ園では、和寒、剣淵、幌加内の児童を受け入れており、広域利用における課題等を協議する場として、士別地域療育推進連絡会議を設け情報共有に努めています。北地区子どもセンターについては、この会議において28年度から情報提供を行いながら広域利用のあり方についても議論を重ねてまいりました。その結果、放課後等デイサービスは、主に放課後の児童が利用するため、通所にかかる距離や時間といった課題、さらには学校の長期休業期間中において利用児童の増加による利用調整が見込まれることなどから、供用開始後当面は市内児童を優先して受け入れることとし、3町の就学児等については、のぞみ園が保護者や関係機関に対して相談支援を実施していくことで理解を得ているところです。

なお、今後における広域利用については、利用児童数の推移や利用ニーズ、人員体制等を見きわめながら検討してまいります。

北地区子どもセンターは、児童館や放課後児童クラブのみならず、児童相談支援センター虹、そして新たな放課後等デイサービスを併設する施設であり、障害児と健常児が共生する安全・

安心な居場所となるよう人員や運営体制の構築など、来年4月の開設に向けた準備を鋭意進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 続いての質問は、移住・定住についてです。

2014年、元総務大臣の増田寛也氏が代表を務める日本創成会議が地方消滅を唱えたことで、人口減少社会そして消滅可能性自治体の議論が大きくクローズアップされ、以後、地方創生施策が始まり、本市においても将来にわたって活力ある地域を維持することを目指すため、平成27年、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、重点プロジェクトの実施により人口減少を抑え国立社会保障・人口問題研究所の推計人口である2060年8,110人を1万1,000人へと展望しています。また、本年度から推進されている士別市まちづくり総合計画における推計人口についても、総合戦略の人口ビジョンで掲げた目標人口と連動することとし、計画最終年の2025年推計人口を1万7,984人としているところですが、現在までの減少のスピードは、いわゆる社人研の推計をも上回っているのではないかと強い危機感を抱いています。

平成27年12月、公益財団法人北海道市町村振興協会が発行した移住・定住施策の新たな展開に関する調査研究報告書において、移住促進が活力ある持続可能な地域づくりを進めることを目標とするならば、特に現役世代をターゲットとして取り組みを充実させる必要があるとされており、過去の議会答弁の中でも就業に努めたいとされていることから、本市においても現役世代も移住者のターゲットとされていると思います。

であるならば、子育て支援、仕事、住まい、生活環境などの情報が一元的に発信されていることが必要ではないかと考えます。その視点で現在の市ホームページを見ると、正直申し上げて、より一層の工夫が必要と考えます。同じく、これまでの議会の答弁において、移住希望者の視点に立った情報発信が必要との認識であることから、とりわけ子育て支援や就労支援など現在の施策も盛り込んだ魅力あるものになるよう求めたいと思います。

また、人口減少を防ぐには、当たり前で恐縮ではありますが、移住施策による流入人口増だけではなく、住民の流出を防ぐ定住施策にしっかり取り組むことが必要です。そのためにも各部署が行う施策を定住という視点から評価をする、あるいはまちづくり総合計画を初めとする各種計画策定時に実施する市民アンケート結果における生活や施策に対する満足度、転入転出の理由把握などによる現状分析からの新たな定住施策の立案など、本市がさらにこれからも住み続けたい地域、これから移り住んでみたい地域となるよう、移住・定住の担当部署の機能強化を提言いたします。このことについて、お考えをお聞かせください。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市では、他の地方都市と同様に人口減少が進む中、まちづくり総合計画で掲げた交流人口を含めた将来人口と総合戦略の人口ビジョンを達成すべく、農業未来都市創造と合宿の聖地創

造の2本を柱に、総合計画の着実な推進とあわせ、持続可能なまちづくりを進めております。

さきの第2回定例会で渡辺議員にお答えしたとおり、転入・転出の動向については、転出が転入を上回る現状ではあるものの、企業の求人数が増加傾向にあることや高卒者の地元就職率の増加などで転出者が減少傾向にあり、さまざまな取り組みの効果が少しずつあらわれているところ です。

そこで、魅力あるホームページの工夫についてです。

移住を紹介する市ホームページでは、田舎暮らし体験や空き家・空き地バンク、住宅取得の助成制度、地域おこし協力隊の募集など体験や支援に関する情報を一元化するなどの改善を図ってまいりました。また、事業の実施においても、平成27年に移住施策に欠くことのできない仕事をテーマに、本市でも特に従事者が不足している土木職と介護職の充実を図るため、就労体験も加えた北海道が実施する移住体験モニター事業に取り組んできたところ です。

今後においてもこうした事業に取り組む中で、本市を知ってもらい、訪れていただけるよう、仕事を含めたまちの魅力を発信していくほか、改めて移住を希望される方の視点に立ち、仕事や住まい、子育て支援、学校や医療などの生活環境の情報に加え、本市のさまざまな施策を魅力ある情報として提供できるよう、ホームページの改善や工夫を検討してまいります。

次に、移住・定住の担当部署の強化についてです。

人口減少対策としては、移住・定住の取り組みを総合的に進めることが重要であり、これまでも本市では、住宅取得や企業、子育てに関する施策等、移住政策になり得る事業を展開してきており、特に子育て世代に対しては、4月から新たに多子世帯応援給付金や特定不妊・不育症治療費助成事業を実施したほか、8月からは乳幼児等医療費の無料化を中学生の外来医療費まで拡大し、子育て日本一に向けた優しいまちの環境整備を進めているところ です。

市民の定住意識については、まちづくり総合計画策定時のアンケート調査からは、市内に住み続けていたいという定住志向が約7割と高く、市民が望む将来のまちの姿としては、医療施設が整い、健康で安心して暮らせるまちを望む声が多かった結果となりました。人口減少が進む中であって、移住や定住の取り組みは本市の将来にとって大きな政策課題でありますので、医療や福祉などの充実を含めた魅力的なまちとなるよう、さらに地方創生の取り組みを推進する体制の構築に向け、移住・定住の担当部署の強化について、機構改革も含め総合的に検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 3点目は、障害者法定雇用率についてお伺いいたします。

障害を持つ方が普通に地域で暮らし、障害者が持つ能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる地域の一員としてともに生活できる共生社会実現の理念のもと、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務を課せられている障害者雇用率制度における法定雇用率は、本年4月に民間企業においてはこれまでの2.0%から2.2%に引き上げられるとと

もに、平成33年の4月を迎える前には2.3%となります。他方、障害者雇用の促進、それに向けた施策を推進する立場である国、地方公共団体あるいは都道府県等の教育委員会にあっては、民間企業を上回る2.5%、2.4%とそれぞれ基準が定められ、民間企業と同様、平成33年4月までにはそれぞれ0.1ポイント引き上げとなります。

今般、国の各省庁において雇用率に算入できる条件を満たしていない人を含めるなど、率をいわゆる水増ししていたとされ、加えて、国のみならず地方公共団体においてもこのような実態があると明らかになっていることに対し、共生社会実現への姿勢を疑う、障害者を支援する制度の根幹が揺らいでいるなど、厳しい批判の声が出されているところです。

そこで、本市における実態についてお伺いいたします。市役所、教育委員会における雇用率は何%でしょうか。また、今回の報道などで言われている、プライバシーに配慮した障害者の把握確認ガイドラインにある対象者の把握、確認方法はどのように行われているのでしょうか。さらに、道内自治体においては、対象者に臨時職員、嘱託職員を含めていることが誤りであるとされておりますが、本市においては、制度にある常用労働者数をどのように捉えているかお知らせください。

加えて、本年4月の雇用率引き上げを受け、全国的には民間事業者では採用計画の見直しなど、雇用拡大に向け取り組みがなされているとのことでありますが、本市の職員採用においては障害を有しているなど心身の状態により応募ができない条件にはなっていないこと、あるいは自力通勤等の条件も付していないことから、障害の有無にかかわらず採用試験を行っているとのことでありますが、障害を持つ方の地域における就労機会の拡充に向け、また、地域における障害者福祉を推進する立場からも、職員採用における枠を設けるべきと思いますが、考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、障害者雇用率についてです。

本年6月1日現在の本市の障害者雇用率は、本庁部局が法定雇用率2.5%を上回る2.6%、教育委員会は法定雇用率2.4%を上回る3.15%となっています。

次に、対象者の把握と確認方法についてです。

職員が障害者であることの把握については、採用時の履歴書や源泉所得税の年末調整における障害者控除の申告により行っています。また、障害の内容や等級については、年末調整における障害者控除の申告の際に義務づけている障害者手帳の写しで確認しているところです。しかし、障害者のプライバシーを配慮した取り組みを徹底するためには、対象者への丁寧な説明等の配慮も求められていることから、今後の運用についてはさらに検討をしております。

次に、常用労働者の捉え方についてです。

先日、道内他自治体において雇用期間が1年以下の臨時職員、嘱託職員を対象として算入したことが誤りであったとの報道がされたところです。障害者雇用状況の報告の対象となる職員

の要件としては、1年を引き続き雇用されることが見込まれることとされています。本市においては、臨時・非常勤職員の任用期間が最長1年であることから、原則として対象職員としていませんが、障害のある職員については、障害者の就労機会の拡充と障害者福祉の観点から継続した雇用を行う考えであり、対象として算入しているところです。

このような中、去る9月5日に名寄公共職業安定所の職員が来庁され、障害者法定雇用率の再調査についての依頼があり、その際に、これまでの報告してきた実態について確認したところ、臨時・非常勤職員の取り扱いについては個々のケースに応じて判断することが望ましいとの見解が示されたところです。今後、再調査に当たっては、職業安定所との協議を進める中で、改めて来月中に報告の上、公表することとしています。

次に、障害者の就労機会の拡充と地域における障害者福祉を推進する立場から、障害者の採用枠を設けるべきとの御提言がありました。

本市では、議員お話のとおり、職員採用試験において障害の有無にかかわらず応募を可能としています。国家公務員においても、さまざまな議論があった中で、全体の奉仕者との観点から、現状では障害者枠の採用は行っていない状況にあります。今後、障害者枠の設定については、障害の種類や程度がさまざまである中で、どのような職種や職場で働いていただけるのかなど、総合的な検討を進めてまいります。現状では、社会生活への適応カリキュラム等の一環として、短時間での分業しての業務は対象とならないといった課題もありますが、正職員に限らず臨時・非常勤職員での雇用も含めて検討し、障害者法定雇用率の遵守はもとより、障害者基本法の理念とノーマライゼーション社会の実現を目指した検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問いたします。

ただいま御答弁いただきました、いわゆるハローワークからの訪問によって、来月10月中に再調査結果を報告ということでもありますけれども、先ほど答弁の中でいただきました6月現在の法定雇用率について、その訪問の際に何かしら修正が必要だということをおっしゃっているということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 先ほど御答弁申し上げましたハローワークとの協議の中で、現状の報告の実態について説明の上、その算入が正しいか否かという御意見を伺ったところです。その中では、今回私どもとしては臨時職員を基本的には算入していないわけですが、その点について先方から特にここは誤りだという指摘はありませんでした。協議の中で話があったのは、1年を超えるような雇用が実態としてあるということになると、臨時・非常勤は全て入れないということではないと。ということであれば実態としてその雇用形態が1年を超えるものとなり得るのかどうか、こういったものを個々に、私どもとしては現状の判断で正しいだろうと思っ  
てはいるのですが、個々のケースを具体的にお示しした上で、この再調査の回答に当たっては

そういった指導も受けながら改めて精査をしたいと考えております。

今回の再調査については、全ての市町村に対して調査を行うということで、平成29年度、30年度の報告について、10月末までに報告するようといった依頼があったところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 8番 村上緑一議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、基幹産業農業について伺います。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、11カ国が参加したTPPや日EU・EPAの合意により、今後、外国の農畜産物の輸入量が拡大し、日本の農業が根幹から危ぶまれる状況となっています。さらには、農政改革により、各農業団体の改編や農地法など法改正、米の生産調整見直しなど目まぐるしく農政は変化をしています。また、日本の食料自給率は40%に低下し、農村の過疎化を初め高齢化、担い手不足により農業・農村を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。まずは、この現状についての考えを伺いたいと思います。

次に、平成30年からのまちづくり総合計画の中にわがまちの個性として農業が加わり、喜ばしいことと思います。ぜひ今後の農業の活性化につなげていただきたいと思います。そこで、平成30年から始まる第3期計画の農業・農村活性化計画について伺います。

士別市農業委員会の業務報告によれば、この地域の農業・農村を支えている農家戸数は、平成25年720戸あり、平成29年では563戸になり、この5年間で157戸の農家が離農、21.8%が減少しています。農家人口では、25年2,395人、29年では1,864人になり、この5年間で531人、22%が減少しています。この数字を見ても、離農に歯どめがかかっていないことが現実であり、農業者の高齢化、後継者不足が離農に拍車をかけているのが実情です。

本市は、担い手育成の支援制度、受入農家協議会の設立、地域おこし協力隊、農業支援員の募集、新規就農支援などさまざまな事業を展開しておりますが、まだまだ大きな成果が見えてこないのが現実であります。この第3期の農業・農村活性化計画では、多様な担い手の確保を目標に、農業の魅力発信を第1に、新規参入者への大胆な支援策を具体的に示すことが新規参入の魅力につながると思います。ここで、農家の人口減少、担い手育成の考えを求めます。

次に、力を入れていただきたいのは、土づくりと排水対策であります。

農地は地力によって作物のできが違い、数量、品質にも大きく影響します。近年の農業経営の急速な大規模化により、大型機械での移殖、収穫の作付が多くなり、農地に有機物の堆肥の還元が少なくなり、また農作業の繁忙期でもあることから、堆肥散布を見送る農家も多いと思います。現在は、コントラクター組織散布委託などがありますが、これからの土づくりを進める上で今以上に耕畜連携をもとに、誰もが利用しやすい堆肥づくりを初め、堆肥散布支援、助成を拡大し、進めていただきたいと思います。

次に、排水対策であります。ことしも大雨、長雨によって作物に影響が出ました。作物によっては根腐れを起こし、黄色く変色、成長がとまるなど影響が出ています。ことしは特に多く

の被害が見受けられます。今以上に排水対策の取り組みを拡大し、支援、助成を含めて考えていかなければならないと思います。土づくりと排水対策の考えを伺います。

最後に、ことしの作物の生育状況と対策についてであります。

8月28日に士別市農業委員会と市の合同で行った作況調査の中では、ことしは6月の低温と7月上旬の大雨、7月中旬からの高温と少ない雨といった極端な気候変動の影響で、厳しい出来秋が予想されるとありました。8月31日に農水省は水稻作柄概況を発表、道内は15年ぶりに不良、作況指数94以下と発表がありました。そこで、本市も作況調査で現場に行かれた率直な感想を伺いたいと思います。また、今後の対策では、農業関係機関と連携を密にとり、少しでも品質、収量を落とさないためにも農業指導を行い、ことしの出来秋によっては経営対策を考えていかなければなりません。

以上申し上げ、これらについての答弁を求めます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、本市の農業・農村を取り巻く現状についての考えと作物の生育状況と対策について答弁申し上げ、農業・農村活性化計画については経済部長から答弁申し上げます。

まず、本市の農業・農村を取り巻く現状についての考えですが、本市農業は水田、畑作、野菜、酪農・畜産とバランスのとれた多種多様な農産物が生産できる地域として長く発展を遂げてきましたが、近年では高齢化と人口減少が加速しており、農業従事者数も同様に高齢化と離農により担い手不足等が深刻な問題であり、さらに集落の人口減少は地域コミュニティーや伝統文化にも大きな影響があると考えているところです。

議員のお話にもありましたが、農業を取り巻く環境もWTO体制下で急速に進んだ各国の輸出入は、TPP11や日EU・EPAの合意により、外国の農畜産物の輸入数量が拡大、さらに遺伝子組み換え作物など食料の安全基準、表示方法の問題など多くの課題が不透明な状況にあり、国際社会のグローバル化や情報化が加速度的に進む中、経済構造の変革も伴い、大きな転換期を迎えようとしております。

食大国北海道を持続発展させるためには、国際競争力などに対抗できる足腰の強い経営基盤の確立をさらに深化させることが必要と考えているところであり、引き続き全道市長会、各種期成会、関係機関と連携を図り、国・道への要請活動等も行っております。

次に、作物の生育状況と対策についてですが、平成30年度作況調査及び作況調査報告会を8月28日に行い、各地区農業委員と普及センター、本市の農業応援アドバイザーである三分一敬先生、また、本年から新たに農業応援アドバイザーをお引き受けいただいた田中英彦先生とともに、各地区圃場において生育状況調査を実施し、御所見をいただきながら状況を確認いたしました。圃場に足を運びますと、作物は全体的に背丈が低く、葉の数も少なく、特に豆類の生育おくれが気になったところです。北海道が公表した作況では、水稻が平年並みからやや不良、バレイショはやや不良、大豆、てん菜、タマネギ、スイートコーンはやや不良から不良と



の調査結果であり、出来秋を心配しているところでもあります。

今後は、普及センター、J A北ひびき等の関係機関と栽培管理や収穫の適期判定など情報交換を行いながら、連携して対応を進めていくとともに、収量と品質を確保していくため、病害虫防除や適期収穫、状況に応じた適切な管理など技術向上対策に取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から農業・農村活性化計画についての御質問にお答えいたします。

農家人口の減少、担い手育成についてですが、現在、後継者のいない農家は6割以上あり、その割合は年々増加して、離農の意思を示している農家は114戸、そのうち73戸が高齢化を理由に5年以内の離農を予定する現状にあります。

第3期計画では、農業者、農業団体、関係機関とともに新規就農者及び新規参入者等の担い手の確保育成を目指し、推進事項として4項目を掲げ、1つ目として、新規就農者の確保に向けた啓発・相談活動を充実、研修などによる就農準備に向けた支援。2つ目に、農業施策や農地を一体的に継承する居抜き等による新規就農者の就農促進及び育成システムの整備、就農後の経営の安定化。3つ目に、地域農業を担う経営体の育成・確保に向け農地所有適格法人の経営安定化の推進。4つ目に、地域おこし協力隊制度の活用による新規就農者の確保を推進していくこととしています。

就農研修については、担い手支援協議会が受け入れの窓口となり、受入農家協議会が新規就農者の育成を行い、就農を地域ぐるみで支援する体制になっており、現在、多寄地区への就農を目指す地域おこし協力隊員1名の研修を地域ぐるみで行っているところです。新規参入者の育成については、受け皿となる受入農家の充実、就農までの研修メニューを構築、研修に専念できる住宅確保や資金の準備など、研修から就農まで地域おこし協力隊制度の活用と市単独事業による生活費や資材費の助成を拡充しており、これら制度のPRとあわせて引き続き受入農家協議会やJ A北ひびきと連携し、取り組みを進める考えであります。

また、農業・農村を持続的に発展させていくためには、担い手の定住に向け、営農条件や地域環境を整えることが重要で、安定的な収益が得られる方策として高収益作物を取り入れた経営の複合化や農作物の価値を高める6次産業化、グローバル化に対応する新たな経営手法や新規作物の導入、農業機械の導入や規模拡大などの農業基盤整備とICTの活用などにより、安心した営農に取り組むことができるよう総合的に進めてまいります。

次に、土づくり対策についてですが、第3期計画でも引き続き土づくりを安全で良質な農産物の安定的な生産を図る上で基本としており、土壌環境の改善、有機物の施用や緑肥の導入など総合的な土づくりを推進しています。堆肥の配送時期と散布が時期的に集中することや十分な量の堆肥供給が必要なことから、地域にある稲わら等農業副産物、酪農の未熟堆肥など原料となる資源の有効活用等により良質堆肥を確保するとともに、労働力不足の中での散布体制の

確立が課題となっています。

堆肥の施用促進については、中山間地域等直接支払交付金の共同活動により堆肥運搬の助成が実施されているほか、平成30年度からは国の経営所得安定対策の産地交付金のメニューに購入堆肥、酪農家と耕種農家で麦稈と堆肥を交換した堆肥への散布助成を新設したところであり、コントラクター等による労働力の確保とあわせて推進する考えであります。

次に、排水対策についてです。

排水性が高く、作業性や生産性の高い豊かな生産基盤の確立を目指し、排水性の向上等に向け、土地改良事業等を活用した圃場整備を推進しています。上士別や中士別での国営・道営土地改良事業に加え、長年にわたり中山間地域等直接支払交付金の共同活動により暗渠整備が毎年50ヘクタール程度実施されてきております。また、農業基盤整備促進事業により、一般畑の暗渠整備を実施してきていますが、平成30年度からは新規地区にも着手しているところです。

暗渠排水等による圃場の排水対策は湿害による生育障害を防ぐとともに、異常気象にも強く、降雨後の作業も迅速に行えるなど、収量アップや農業経営の安定化には非常に重要であり、引き続き推進していく考えであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 次の質問は、森林整備の推進について伺います。

世界へ目を向けると、森林が今もなお減少、劣化を続けており、地球規模の環境問題となっております。また、地球温暖化、砂漠化などにより地球の気候の変化が激しくなり、集中豪雨や大型台風などの自然災害が深刻化してきています。森林は環境の原因である二酸化炭素を吸収し気温の上昇を抑えられると考えられ、また、森林は表土の流出を防ぎ、土壌を保全することができ、山のミネラルが海へと流れ、海洋への生命維持にもつながっています。今、森林保全の重要性が認識され、世界の国々を初め企業も環境を重視し、植樹を行い、森をつくる活動に取り組んでおります。本市でも今以上に森林整備への促進に力を入れていかなければなりません。ここで、森林保全についての考えを伺います。

次に、平成30年から始まる森林整備計画について伺います。

本市の総面積は11万1,922ヘクタールであり、そのうち森林面積は8万3,181ヘクタールで総面積の約74%を占めています。森林整備の現状と課題の中では、森林の保育や間伐などのおくれ、また、伐採後に植栽の未実施などがあるとされていますが、これはどのような理由のおくれなのか、面積も含め、説明を求めます。今、伐採時期を迎えている木が多いとされていますが、人工林の面積と伐採時期のおくれはないのか。適正な時期に行われているのかもあわせ、伺います。

次に、地域の森林、林業、木材産業の安定を図るために地域で生産された木材を地域で消費する地材地消についてであります。本市では今までも学校などの公共施設に木材を地消してきていますが、今後も力強く地域木材を使用していきたいと思っております。また、森林認証の

取得について取り組んでいると聞いていますが、どのようなものか伺います。

次に、森林整備事業をスムーズに進めるため、林地台帳の整備を行っていると同っております。整備の目的と進捗状況をお知らせください。

最後に、平成30年度税制改正において（仮称）森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まりました。来年度から事業が始まろうとしています。森林面積が多い本市では、今後の森林の保全や整備の促進につながると思います。ぜひ森林税を有効に活用していただくための提案であります。

その1つが人手不足であり、林業雇用の人材募集をしても人が集まらないのが現実であります。道内外からの人材を集めるためにも、森林雇用住宅が必要であります。2つ目として、作業道がなく伐採できない山が多いことです。林道の整備、作業道の拡張の推進を図らなくてはなりません。3つ目として、地材地消を初め、木材の利用の推進であります。4つ目として、森林の環境保全、林野火災予防に貢献いただいている各種団体の育成、この4点について、森林税の活用法を協議していただきたいと思っております。

以上申し上げ、これらについての答弁を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、森林保全についての考えです。

世界の森林面積は全陸地面積の約3割を占めていますが、近年はやや減速傾向にあるものの、特に熱帯諸国の森林を初めとし、世界の森林は減少を続けています。このことは地球温暖化、異常気象、生物多様性の減少など地球規模の環境問題をさらに深刻化させるおそれがあるため、国際社会の協力のもと、森林保全を推進するさまざまな取り組みが行われています。日本においても、各関係国、国際機関等と連携を図るとともに、国際機関への拠出や開発途上国への支援を行っているところであり、民間企業でも森林保全活動や持続可能な森林利用の推進など森林の重要性が認識されています。

森林は、地球環境保全、生物多様性保全、災害防止、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーションの場の提供など、私たちの安全・安心で文化的な生活に欠かせない多様な機能を持っており、後世代が将来にわたり森林からの恵みを享受できるよう、持続的な森林づくりを担うことが今の私たちの責務でもあるため、市としても計画的に森林整備を推進し、森林保全に取り組んでまいります。

次に、森林整備計画についてです。

本年4月に策定した士別市森林整備計画では、議員お話しのとおり、森林整備の現状と課題として、木材の低迷や造林経費の高騰などにより、森林の保育や間伐などのおくれや植栽の未実施等が見られることから、森林所有者への造林事業の普及啓蒙を図り、適正な森林施業を推進していくことが必要としています。森林所有者が森林組合と契約し策定している森林経営計画の森林では、おおむね計画どおりの進捗状況ですが、森林経営計画を策定していない森林に

については、間伐が必要と思われる人工林の面積が約770ヘクタールあり、本市の私有林人工林面積5,298ヘクタールの約14.5%におくれがあると推定しています。

理由としては、所有者の多くが森林経営に関心が薄く、森林計画を策定していないことや所有林の状況を把握していないほか、木材価格の低迷により収益が見込めず、結果として間伐を実施しないことが主な要因と考えています。植栽未実施の理由は、伐採による収益より植栽経費が上回ることや植栽に対する認識が低いことが主な原因と考えています。

明年4月から、森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が仲介役となって森林所有者と森林経営者をつないだり、市町村がみずから管理する制度が始まりますが、具現化には実態の把握や所有者の意向調査、同意確保など課題もあるものと考えています。

また、本市の人工林は多くが伐採時期を迎えつつあり、士別市有林については約560ヘクタールが現在50年を超えています。一度に大量の伐採は森林環境に影響を及ぼすこと、木材安定供給のバランスを崩すこと、森林の年齢構成が偏り継続的な事業が困難になるなどから、間伐を進め大径材の生産を促すことや、多様な樹種による複層林とするなど中長期的な視点に立って計画的な作業を実施する考えです。

一方、伐採適齢期の私有林についても約600ヘクタールありますが、収支面から伐採を控える結果として植栽が進まず、人工林の高齢化が進む状況となっており、現況に応じて間伐を促すなど所有者と協議してまいります。

次に、地材地消の推進についてです。

本市では、道内の森林から産出し道内で加工された地域材の公共建築物における利用の促進を図るため、平成23年に士別市地域材利用推進方針を策定し、これまであいの実保育園、あけぼの子どもセンター、多寄団地などで木材を利用してきました。これらのほか、現在建設中の北地区子どもセンターでは木造平家建てとし、床や壁、天井などのほか、柱やはりでも木材をふんだんに利用して木のやわらかさやぬくもりを感じられる施設とする計画であり、今後においても可能な限り木材の利用を図ってまいります。

次に、森林認証についてです。

森林認証は、国際基準に基づき森林管理を適切に実施していることや、認証森林から産出された木材等を使用していることを第三者機関が証明する制度で、木材・木製品を分類して表示・管理することで、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援するものです。認証には、森林所有者、森林組合、協議会などに対する森林管理認証と素材生産、製材加工、流通事業者に対する加工・流通認証の2種類があり、連携して認証材の供給体制の構築を目指します。全国では約208万ヘクタール、うち道内では約52%の108万ヘクタールの森林が認証を取得しており、公共施設、商業施設で木材利用が進んでいることや、今後の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、認証材の利用の高まりが期待されています。

こうしたことから、上川管内が一体となって認証地帯を形成することで、持続可能な森林経

営、地域材ブランド化、林産業の活性化を図るため、現在、上川管内の全市町村と森林組合、素材加工事業体7社において森林認証を取得すべく協議会を設立し、明年度の取得に向け協議を進めているところです。

次に、林地台帳の整備についてです。

近年は所有者の不明な森林や境界の不明確な森林が増加し、森林整備に支障を及ぼしている状況にあります。このため、分散していた森林所有者に関する情報を統合し、情報の修正・更新を適切に行うことにより、所有者情報の精度を向上させ、森林組合や林業事業体が効率的な施業集約の促進を目的とし、林地台帳の整備を進めています。進捗状況は、本年6月にシステム導入委託契約を締結し、森林GIS地理情報システムに森林台帳システムを組み込む作業を進めており、今年度末の完成を予定しています。

最後に、（仮称）森林環境税及び森林環境譲与税についてです。

国の温室効果ガス排出目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する目的で、2024年度から森林環境税として広く国民に負担を求め、2019年度から先行し、森林環境譲与税として市町村及び都道府県に交付する制度が創設されます。この譲与税については、森林整備やその促進にかかる費用に充てるもので、用途は地方公共団体に一定の裁量があるとされており、本市でも活用に向けた基本方針の検討、市単独事業の検討、基金条例制定などの準備を進めていますが、国からは概算交付額や詳細な内容がまだ示されておらず、不透明な状況にあります。

森林の持つ多面的機能から、その重要性が改めて見直されている中、森林環境譲与税は本市の森林保全・整備に大きく寄与する貴重な財源と考えており、引き続き情報収集に努めるとともに、村上議員から御提案があった事項も踏まえ、今後、関係機関、事業体とも十分に協議し、譲与税の有効活用を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時35分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり、2項目について一般質問を行います。

最初に、総務省が示した第三セクター等の経営健全化等に関する指針を受けてであります。

総務省は、公共性と企業性をあわせ持つ第三セクターについて、地域における産業の振興や

雇用の確保など地域活性化に寄与する重要な役割を担っている一方で、経営が厳しくなっている場合は最終的に地方公共団体の財政に影響することが心配されることから、第三セクターの効率化と経営健全化の速やかな取り組みが必要として経営健全化等に関する指針を示し、健全化方針の策定・公表を推進して、策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況についても継続的かつ定期的に把握をし、評価を行っていく必要があるとしております。

示された指針の主な内容としては、経営状況の適切かつ正確な把握に努め、外部監査の積極的な活用を行うこと、議会及び住民に対して現在の経営状況と将来の見通しについて説明をし、理解を得るための情報公開を強化すること、経営責任の明確化と財政支援の考え方、及び長・短期貸付金の考え方と出資の是非、規模の検討など、経営健全化のための多くの課題を挙げております。

本市の士別市農畜産物加工株式会社は、平成7年5月に設立され、本年第24期目の事業年度を迎えていますが、経営を取り巻く環境の影響もあって、消費の伸び悩みと原材料、運賃等の値上げや設備の老朽化などさまざまな要因が重なって、結果として平成29年度の第23期事業年度では累積欠損金が4,667万円となっております。会社としても累積債務解消のために懸命な経営努力を続けていますが、まだ成果を得るまでには至っておりません。この会社は、地域で生産される農畜産物の付加価値を高め、生産農家の所得向上とあわせて雇用の確保など地域の経済効果が期待されることから、会社の存続に向けて今後一層の経営努力が求められます。

会社経営においては、人、組織機能、物、流通・生産機能、金、金融機能の3要素が重要であり、それぞれが相互に影響を及ぼす関係にあるとされており、経営分析により財務状況が厳しくなっている要因を特定して、組織機能や流通・生産機能の見直しを行い、3要素の循環的な回復を目指すことが必要であります。

そこで、本年度中に策定及び公表期限とされている経営健全化等に関する指針に基づいての、新たな経営改善プランを含む今後の経営健全化方針に策定に当たっての本市の基本的な考え方についてお伺いをして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

士別市農畜産物加工株式会社は、地元農産物であるバレイショやキャベツなどを原料とした加工商品の製造、販売により、地元生産者の所得向上や地域での就労機会を提供するなど、本市農業の振興のみならず地域経済の活性化に寄与しています。

平成28年に鶏卵を初めとする原料価格の高騰の影響などにより累積債務が増大したことを受け、債務の解消や経営の安定化を図るため、30年度までの経営改善プランを策定し、協力会社であるすぐる食品株式会社の他工場から売れ筋商品の移管や既存品のリニューアルなど収入増に向けた対策と節電や節水の周知徹底、機械設備の定期的なメンテナンスによる修繕費の抑制などの経費節減に向けた対策などに取り組んでいるところです。

その結果、28年度は232万3,000円の黒字決算となったものの、29年度は退職者の補充がスム

ーズにいかず労働力不足となり、生産量を確保するため年度途中から人材派遣会社を活用しましたが、適正な在庫を確保することができず売上原価が増加し、474万8,000円の赤字となり、繰越利益剰余金についてもマイナス4,667万円となりました。今年度は、原料高騰で採算割れが見込まれるとなった商品の生産中止や他工場からの商品移管、新商品の製造など黒字に向け対策をとっていますが、依然人材派遣等の経費もあり、年度末の決算に向けてより一層の努力を続けているところです。

こうした状況からも、本市としては、農畜産物加工株式会社に対して、能率的で効果的な持続可能な会社運営を実践していくために、今年度最終年度となる経営改善プランを引き続き累積債務の解消、経営の安定化に向け経費削減対策はもとより新規顧客の開拓や新商品開発、製品価格の改定などをしっかりと盛り込んだ新たな3カ年の経営改善プランを策定するよう求めているところです。

次に、第三セクター等の経営健全化方針の策定についてであります。

国は、公共性と企業性をあわせ持つ第三セクター等は地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるとの考えから、本年2月に国から財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、抜本的改革を含む経営改善化のための具体的対応策を内容とする経営健全化方針を同指針に留意し速やかに策定、公表するよう通知があったところです。

方針を策定するに当たって、留意事項の1つに公的支援を行う場合があります。これは、公的支援を漫然と継続をしたり、安易に金額を拡大しないことや、公的支援の上限や期限、支援打ち切りの要件等を事前に取り決めることとなっており、また、短期貸付金におきましても同一年度に貸し付けと返済を行っている場合、長期貸し付けや補助金とすることが必要であるとなっております。

市といたしましては、この通知を踏まえ、経営状況の把握はもとより累積債務の要因分析を行い、健全化に向け会社存続の前提となる条件を含め、具体的な対応を土別市農畜産物加工株式会社と十分協議、調整を行い、債務返済までのスケジュールを立て、その内容について明記をした経営健全化方針を年度内に策定をし、さらに事業の公共性、公益性、採算性、将来性などについての評価を行い、その評価に当たっては外部の専門家等の意見を聞くこととなっており、策定した方針は議会への説明等、情報公開もあわせて行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次の質問は、市道及び道路施設の適切な維持管理についてであります。

道路は人や物資の輸送に必要不可欠であり、社会基盤施設として極めて重要な役割を担っております。その中でも市道は地域の生活や産業を支える市民生活に直結した欠かすことのでき

ない生活道路であります。

本市が現在管理する道路は公共施設マネジメント計画によると、平成28年4月現在で758路線、総延長857.5キロメートル、舗装率が約46%となっていますが、多くの路線は整備後年数が経過していることから、今後、舗装等の更新、修繕が増加することが予見され、更新時期の平準化と費用の削減を図るためにも、損傷や劣化等が進行する前に適切な対策を行う予防保全型の管理が重要であり、あわせて関連する道路施設の街路灯、警戒標識、カーブミラー、グレーチング、側溝、道路ライン、ガードレールなどについての維持管理も同様の対応が必要であります。

道路や施設の改修のおくれによる事故の発生を未然に防止するためにも、危険箇所の早期発見と速やかに適切な対応を行い、今後、現状規模を基本に維持していくためにも、より効率的かつ効果的な管理手法が求められます。

そこで、現在、維持管理の手法として道路パトロールによる随時点検を行い、異常の有無の確認と、さらには住民からの情報提供などをもとに状況の把握に努めるとともに、計画的な改良や修繕を実施をしているとしていますが、その具体的な改良及び修繕計画について、まず伺います。

次に、舗装合材を長期にわたり良好な状態を保つことができる素材を一部幹線道路に採用しているとしていますが、この舗装合材を採用した施行延長と、その特徴及びコストについて伺います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、道路の改良及び修繕計画についてです。

本市の市道は、日常のパトロールのほか、平成26年からは国の交付金事業を活用して、5年に一度の点検が義務化された橋梁やトンネルの点検を実施し、安全性の確認と損傷状況を把握しています。また、毎年6月ごろに行う地域要望の意見交換や市民からの情報により道路状況を確認し、破損状況を取りまとめ、前年度の未実施箇所なども踏まえ、年度ごとに修繕計画を立てており、緊急度の高い箇所は早期の修繕等を実施し、損傷の拡大を防いでいます。

また、改良計画は、未改良路線を中心に、予算要望時期に破損状況、緊急度、交通量、代替路線の有無などを勘案して優先順位を考慮し次年度の計画を定め、未改良路線の早期解消に向け順次実施をしています。各計画を定めるに当たって、総合計画に基づき実施箇所を選定しており、毎年の修繕計画における実施箇所数は、おおむね街路灯更新8基、標識更新1カ所、側溝更新2カ所、区画線補修15キロメートル、ガードケーブル更新150メートル、橋梁補修1カ所、舗装補修1カ所、道路のり面補修3カ所、河川補修9カ所程度であります。また、改良計画については、改良整備8カ所、舗装整備11カ所、側溝整備3カ所程度整備するよう計画しています。

次に、舗装合材についてです。



本市では、交通量が多く特に大型車両の通行が多い幹線道路では、舗装の破損や車道部にわだちが発生していたことから、耐久性能の高い特殊合材を使用した施工を行っており、市道中央通と宮下通の一部、下土別真狩線の一部箇所採用し、その施行延長は約4.7キロメートルになります。この合材は砕石マスチックアスファルト舗装という工法であり、一般的な合材の配合と比較して粒度の大きな砕石を70%から80%配合し、砕石のかみ合わせの効果と、さらに繊維質補強材をまぜ合わせていることで合材強度が高く、わだちを抑制する効果と対摩耗性がすぐれた合材です。しかし、一般の合材と単価を比較すると、一般合材が1平方メートル当たり約1,900円に対し、特殊合材は約2,400円となり、26%程度割高となりますが、舗装を長期間にわたり良好な状態を保つことにより維持管理コストの抑制が期待できます。

道路等の維持管理は、老朽化や施設の更新時期を迎えることなどにより、今後ますます修繕箇所や修繕費用の増加が想定されることから、日常の点検等において破損初期段階の状況を適切に判断し修繕を行うことが重要であり、あわせて維持管理費の抑制に有利な工法を取り入れるなど、今後におきましても道路等の健全性の確保に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時56分散会）